

令和 8 年度自由同和会神奈川県本部活動方針懇談会

《主催者代表あいさつ》

この度、当団体の令和 8 年度活動方針懇談会開催のご案内をさせて頂いたところ、このように多くの方にご参加頂きましたことに、深く感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

まず、当会の活動と、神奈川県内の同和問題の現状についてご説明します。

平成 28 年 12 月、自民党主導により、「部落差別解消法」が理念法として法制化されました。

これは、同和問題解決の、最終段階にあたる、重要な法律です。

本法成立から、本年で 10 年が経過しました。国や地方自治体による一般人権教育に加え、本法第 5 条に則った教育啓発が行われ、同和問題は今日では大きく減少し、完全終結まであと一歩のところまで来ています。

常日頃、ご尽力頂いている皆様に心より感謝を申し上げます。

当会の、県内同和問題解消に向けた令和 8 年度の活動方針は次の 4 つです。

- 1 つ目は、県内市町村に対する人権施策動向調査について
- 2 つ目は、県内部落差別解消運動とエセ同和行為の問題について
- 3 つ目が、インターネット上の人権侵害に関する問題について
- 4 つ目が、神奈川県が実施している県民ニーズ調査への県の対応について

まず一つ目、当会が実施している人権施策動向調査についてです。

神奈川県本部は、例年、役員が県内 33 市町村を訪問し、人権担当者との意見交換と、「人権施策動向調査」を行っています。これは、部落差別解消法の運用状況を把握するためであり、本法成立翌年から 7 回に渡り実施しています。

この調査の結果、各自治体において、残念ながら施策の後退がみられます。

部落差別解消を、減速せずに推し進めるため、適示適切な施策の運用強化を国や県に要望し、私どもも協働して取り組んで参ります。

今年も 7 月に、第 8 回目となる「33 市町人権施策動向調査」を実施する予定です。

結果はホームページにて公表致しますので、ぜひご覧下さい。

二つ目、部落差別解消の障壁となっている「エセ同和行為」についてです。

「エセ同和」とは、同和団体で人権運動を装いながら、実際は運動をせず、営利を追求とした団体や個人を指します。このエセ同和行為が与える「同和は怖い、悪い人たちである」との印象が、

同和運動や当事者の全体像であるかのような誤解や偏見につながり、部落差別解消を阻んでいる側面があります。

当会神奈川県本部も、過去に一部役員によるエセ同和行為や不祥事がありました。現在は当時を猛省し、役員を一新した上で、30名の常任理事による合議制組織へと移行しました。そして新たな体制の元で、会則を変更し「エセ同和行為罰則規定」その他を強化して参りました。今後も、先人たちの願いを大願成就すべく、県内同和问题解消に向け、襟を正し適正な組織運営に務めてまいります。

三つ目は、インターネットによる人権問題です

いまは、誰でも簡単に情報を公開できる自由な時代となりました。

しかし、地域指定を受けず、数十年も前に消滅し混住化している「旧部落地域」を特定し、「元々部落差別などなかった」という前提や「部落問題を深く理解していない」人たちによる、記事や動画の公開、出版物の販売などを行う人たちが現れ、現在重大な人権侵害問題となっています。

このような行為は、部落差別解消を願う先人たちが立ち上げた「子孫が差別や偏見に苦しまない平等社会の実現」を目指した水平社運動から104年もの歳月をかけ、国や地方自治体、そして問題解消に取り組んできた団体が、「完全解消まであと一步」の段階まで進めた現状を、後戻りさせてしまいます。

このような、インターネット上における人権侵害についても、引き続き国や県に監視や防止対策の強化を要望してまいります。

四つ目は、県が実施している「県民ニーズ調査」の人権に関する項目です。

皆さん、次に紹介する2つの問いと結果について、考えてみて下さい。

まず一つ目の質問は「今後10年くらいの中に、一人ひとりの人権が尊重され、差別の無い地域社会になっている」。

この質問に対し、「そうは思わない」と回答した県民は、

令和4年度は、81.6%、令和5年度は80.9%、そして令和7年度は81.3%

でした。

つまり、驚くことに、神奈川県民の8割以上が、将来的に「人権が尊重され、差別が無くなる」とは思っていない状況なのです。

この状況が、少なくともこの過去四年間は、「改善されてこなかった」わけです。

二つ目の問いは、

「子ども・若者が自身の価値や存在感を実感できる世の中になっている」

この質問に対し、「そうは思わない」との答えた県民は、令和7年度で71.1%。

つまり、7割の県内の子どもや若者が、自己肯定感を持ってない状況にあります。

特に、先にお伝えした「差別のない地域社会」に関する県民の回答は、部落差別を含む、さまざまな差別問題や、社会的に弱い立場にある方々の現状や将来を、懸念した結果だと言えます。しかし、このネガティブな数値の高さに対し、県政は対策を講じているとは全く思えません。部落差別をふくむ、県内のあらゆる差別を解消していくためには、このテーマへの対策が不可欠です。

この結果を受け、令和8年度の運動方針として、県に対し、この2問に関する回答の数値を、50%以下に改善するための施策を要望して参ります。

自由同和会は、設立からこれまで41年にわたり、自民党と共に、部落差別の完全解消に向けて歩んで参りました。先人が厳しい差別を受け、劣悪な生活環境に置かれた当時に比べ、今日大きく状況が改善されているのは、自民党のご尽力によるものです。

「部落差別解消法」が自民党主導で法制化されたことから分かるように、今日においても、部落差別の完全解消のために、継続的に取り組んで頂いております。

今後も自由同和会神奈川県本部は自民党のお力添えを頂きながら、「県内同和问题完全解消」と自由同和会が求めている人権救済法「人権擁護法案」の制定に向け活動を継続して参ります。

活動方針のご説明は以上です。

このように、当会は自民党と共に部落差別解消への歴史を刻み共に歩んで参りました。本日も隣席、また激励のメッセージを賜りました議員・関係者の皆様、部落差別を含む、国民のあらゆる人権課題の解消活動に深いご理解をいただき、心より感謝申し上げます。

本当にありがとうございます。

最後になりますが、世界情勢を見ると、アメリカとの関税問題や各地での紛争など、重大かつ困難な事態に日本は直面しております。

紛争地において、「大勢の子どもたちが被弾し、選択の余地も無く短い一生を終える」。

平和な日本において、深く考える機会はありませんでしたが、国家責任者の方針ひとつで、こんなにも簡単に何の感情も無く人命が絶たれてしまう現実を目の当たりにしています。

私たち国民が子孫の為に「代表を選ぶ」ということ責任を、改めて真剣に考える必要があると強く感じています。

その上で、高市総理におかれては、例を見ないほど複雑化する国際情勢のなかにあって、断固たる姿勢で、国民の安全・安心を最優先として舵取りをされていることに、深く敬意を表するものです。

同じく、自民党神奈川県連の代表である、小泉防衛大臣においても、力強い決意の元で責務を果たされており、高市総理と共にこの難局を乗り越えて頂けるものと確信しております。

国内はもちろん、紛争地を含む世界各国において、「人権」は最優先されるべき重要な課題です。当会としても、あらゆる差別に対応し、人権侵害のない平等な社会を目指して、活動に取り組んで参ります。

長くなりましたが、わたくしからは以上です。

結びに、本日ご参加いただいた皆様のご多幸とご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきます
ご清聴ありがとうございました。